

令和7年度川崎市交通安全対策会議 会議録

- 1 開催日時 令和7年7月24日（木）午後3時00分～午後3時52分
- 2 開催場所 本庁舎2階203・204会議室
- 3 出席者 委員（17名出席）
 - ・川崎市 加藤順一副市長（議長）
 - ・川崎市教育委員会 落合隆教育長
 - ・国土交通省関東地方整備局川崎国道事務所 菊池正彦所長
 - ・神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課 守屋弘毅副課長
 - ・神奈川県警察本部交通部交通総務課 代理 福田哲也課長補佐
 - ・川崎市総務企画局 池之上健一局長
 - ・川崎市市民文化局 高岸堅司局長
 - ・経済労働局長 代理 井野聡労働雇用部長
 - ・川崎市環境局 中山健一局長
 - ・川崎市健康福祉局 石渡一城局長
 - ・川崎市こども未来局 井上純局長
 - ・川崎市まちづくり局 宮崎伸哉局長
 - ・川崎市建設緑政局 河合征生局長
 - ・川崎市中原区役所 沖本里恵区長
 - ・川崎市交通局 水澤邦紀局長
 - ・川崎市消防局 望月廣太郎局長
 - ・川崎市交通安全協会 關進会長事務局
 - ・市民文化局地域安全推進課 山根達矢課長
 - ・市民文化局地域安全推進課 中島剛担当課長
 - ・市民文化局地域安全推進課 鶴井純一朗交通安全係長
 - ・市民文化局地域安全推進課 齋藤玲於奈職員
- 4 議題 令和7年度川崎市交通安全実施計画（案）について（公開）
- 5 傍聴者 0人
- 6 会議内容
 - ・資料確認、会議の成立の説明後

司 会 交通安全対策会議について御説明させていただきます。参考資料の「交通安全対策会議について」を御覧ください。
交通安全対策会議は、「交通安全対策基本法」に基づき開催される川崎市の附

属機関であり、市内の陸上交通の安全に関して講ずべき施策を、総合的に推進するため、5年ごとに「交通安全計画」を、そして、毎年「交通安全実施計画」を策定しております。令和3年度に策定した第11次川崎市交通安全計画に基づいて、今年度は「令和7年度川崎市交通安全実施計画」を決定するものでございます。

それでは、さっそく会議に移りたいと存じます。

はじめに、川崎市を代表いたしまして、加藤副市長より委員の皆様へ御挨拶を申し上げます。

副市長 【あいさつ】

司 会 ありがとうございます。

それでは、本日出席されている委員の皆様を御紹介させていただきます。窓側から順に御紹介させていただきます。皆様、座ったままで会釈をお願いいたします。

【出席者の紹介】

司 会 続きまして、4報告事項「川崎市内における交通事故発生状況」について、続けて事務局から御報告いたします。

事務局 【令和6年及び令和7年6月末の川崎市内事故発生状況について説明】

司 会 それでは、議事に移らせていただきます。

本日の会議は、「川崎市交通安全対策会議運営要綱」第2条第1項に基づきまして、会長である福田市長が議長を務めるところでございますが、他の公務と重なっているため、「川崎市交通安全対策会議条例」第3条第4項であらかじめ職務代理の指名を受けている、加藤副市長をお願いしたいと存じます。

それでは、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。さっそく、議事に入らせていただきます。

議題の令和7年度川崎市交通安全実施計画（案）についてでございますが、この計画(案)につきましては、去る6月27日に開催いたしました、当会議の幹事会において審議され、案として承認されております。

なお、質疑につきましては、のちほど一括してお受けしたいと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 事務局の市民文化局地域安全推進課の山根と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議題の「令和7年度川崎市交通安全実施計画（案）について」でございますが、最初に、概要を御説明させていただきたいと存じますので、お手元のA3の資料2「実施計画（案）の概要」を御覧ください。

まず、「実施計画の位置づけ」としましては、令和3年度に策定しました5年計画の「第11次川崎市交通安全計画」に基づきまして、令和7年度における市内の陸上交通の安全に関して講ずべき諸施策を定めているものでございます。

次に、「実施計画の目指すもの」としましては、交通事故の防止は、「市民一人ひとりが、自分自身の問題として取り組まなくてはならない課題」であり、今後も、関係機関・団体と連携し、交通事故のない社会を目指して、諸施策を推進していくものとしております。

次に「交通安全計画における目標」としましては、「第11次川崎市交通安全計画」において、「年間の24時間死者数を17人以下とする」目標を掲げておりますが、この目標は、交通事故そのものの発生及び負傷者の減少と一体となって達成できるものであることを念頭におきまして、目標の達成に向けて取り組むものとしております。

続きまして、「実施計画予算の合計」についてでございます。令和7年度予算におきましては、前年度予算と比較して8億6千695万7千円余の増額となっております。

主な理由といたしましては、第2章の踏切道の交通安全の施策の促進といたしまして、京浜急行大師線連続立体交差事業やJR南武線連続立体交差事業の増額によるものでありまして、これに限らず、ハード面の施策につきましては、年次計画に基づいた執行に取り組んでいることから、年度により予算の増減があることを御理解いただきたいと思います。

また、ソフト面における啓発活動等につきましては、社会情勢に応じて様々な対応を行いながら、諸施策を着実に推進できるよう工夫して取り組んでまいります。

続きまして、「実施計画（案）」の本編の内容につきまして、御説明させていただきます。お手元の資料2実施計画（案）の1ページを御覧いただきたいと思います。

本編中の予算額の記載につきましては、節ごとに（）書きで昨年度の予算額、また（）無しの数字で今年度の予算額を記載しておりますので、併せて御確認ください。

それでは、はじめに、第1章「道路交通の安全」、第1節「道路交通環境の整備」の1、「生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」でございますが、事業費につきましては、6億911万7千円でございます。

内容として、(1)園児及び児童に対する交通安全対策、(2)通学児童等の安全確保、2ページにまいりまして、(3)通学路の安全対策、(4)バリアフリー化をはじめとする歩行空間等の整備、(5)無電柱化の推進がございまして、(2)通学児童等の安全確保では、通学児童の安全確保として地域交通安全員の配置や園児の安全確保として保育所、認定こども園や地域型保育事業における保育支援者等の配置に対する支援を実施してまいります。

次に、3ページにまいりまして、2の「幹線道路における交通安全対策の推進」がございまして、事業費につきましては、12億2,543万5千2百円でございまして、

内容として、(1)適切に機能分担された道路網の整備、(2)改築等による交通事故対策の推進がございまして、幹線道路、区画道路など、道路の機能毎の整備や既存道路の拡幅、交差点の改良等を進めてまいります。

次に4ページにまいりまして、3の「交通安全施設等整備事業の推進」がございまして、事業費につきましては、18億2,889万3千円でございまして、

内容として、(1)歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進、(2)幹線道路対策の推進、(3)交通安全施設等の再整備と適切な維持管理がございまして、安全で安心な歩行空間を創出するための取組を推進するとともに、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の結果を踏まえ、必要な対策を実施してまいります。

また、「事故危険箇所」について集中的に交通安全施設等を整備してまいります。

次に5ページにまいりまして、4の「自転車利用環境の総合的整備」がございまして、事業費につきましては、15億1,602万円でございまして、

こちらは、令和4年3月に改定された「川崎市自転車活用推進計画」に基づき施策を推進するものでございまして、内容として、ア通行環境の整備、イ駐輪対策、6ページにまいりまして、ウ自転車活用の推進がございまして、安全・安心でまちの魅力向上に寄与する自転車施策の総合的な取組を推進していくものでございまして、

次に7ページにまいりまして、5の「交通需要マネジメントの推進」がございまして、事業費につきましては、73万3千円でございまして、

内容として、(1)公共交通機関利用の促進、(2)事業者による自主的な取組の推進、(3)バスロケーションシステムの推進がございまして、公共車両優先システムの活用やバス停留所に路線バスの接近表示を行う表示機の設置補助等により、公共交通の利便性の向上に努めてまいります。

次に8ページにまいりまして、6の「災害に備えた道路交通環境の整備」がございまして、

ございますが、事業費につきましては、8千488万2千円でございます。

内容といたしましては、(1)災害に備えた道路の整備、(2)災害時に通行を確保すべき道路沿いにある特定建築物の耐震化の促進がございまして、緊急輸送道路上にある橋(きょう)りょうの耐震化の推進や、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになることを防止するため、耐震診断等の助成を行うことにより、道路沿道の建築物の耐震化に取り組むものです。

次に9ページにまいりまして、7の「総合的な駐車対策の推進」でございますが、事業費につきましては、302万6千円でございます。

内容といたしまして、(1)駐車場等の整備、(2)違法駐車等の防止対策がございまして、四輪車、荷さばき車、自動二輪車の適正な駐車施設の整備を推進するとともに、大規模小売店舗の出店の際に駐車台数の確保について配慮を求めるなど、駐車場の整備促進を図ります。

また、違法駐車防止のための広報啓発活動を、交通安全市民総ぐるみ運動で展開してまいります。

次に10ページにまいりまして、8の「交通安全に寄与する道路交通環境の整備」でございますが、事業費につきましては、48億6千890万4千円でございます。

内容といたしましては、(1)道路占用の適正化等、11ページにまいりまして、(2)子どもの遊び場等の確保、12ページにまいりまして、(3)道路法に基づく通行の禁止又は制限がございまして、道路の不法占用物件等の是正指導や、交通事故等の危険から子どもを守るため、子どもの遊び場等の確保を推進してまいります。

13ページにまいりまして、第2節の「交通安全思想の普及徹底」でございます。1の「段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」でございますが、事業費につきましては、2千372万1千円でございます。

内容といたしまして、(1)幼児に対する交通安全教育から小学生、中学生、高校生、14ページの、成人、高齢者、障害者、15ページの外国人に対する交通安全教育の推進がございまして、小・中・高校生には交通安全教室などにより交通ルールやマナーの習得を図るとともに、特に自転車の走行マナーなど安全な乗り方を指導してまいります。また、神奈川県警察が作成したアプリに備わっている自転車等の交通ルール学習機能「スマートチリリンスクール」を各学校に周知してまいります。

高齢者には、自らが加齢に伴う身体機能の変化を自覚し、交通事故防止の行動を実践できるよう高齢者ドライバーを対象とした「運転適性検査等講習会」を開催するなど、効果的な啓発を行ってまいります。

次に16ページにまいりまして、2の「交通安全に関する普及啓発活動の推進」でございますが、事業費につきましては、1千778万3千円でございます。

内容につきましては、(1)交通安全運動の推進、19ページに飛びまして、(2)自

転車の安全利用の推進、20 ページにまいりまして、(3)二輪車事故防止運動の推進、21 ページにまいりまして、(4)飲酒運転根絶運動の推進、(5)反射材の普及促進、(6)「セーフティ・チャレンジ・かながわ」への参加、(7)交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進がございまして。

交通安全は、市民一人ひとりの心がけによって実現していくものという考え方にに基づき、各季の運動をはじめ、強化月間において交通安全対策協議会を中心として、さまざまな活動を市民総ぐるみ運動として進めるとともに、飲酒運転の根絶や自転車マナーアップなどについて効果的な広報を実施してまいります。

22 ページにまいりまして、第3節の「安全運転の確保」といたしまして、1の「交通労働災害の防止等」でございまして、事業費につきましては、575万7千円でございまして。

内容といたしましては、労働環境の改善を図るための啓発活動、相談業務等を実施し、交通労働災害の防止に努めてまいります。

次に23 ページにまいりまして、2の「危険物等輸送に関する情報提供の充実等」でございまして、危険物等輸送車両の事故による災害の未然防止のため、法令遵守や乗務員教育等、危険物等運送事業者への指導を強化してまいります。

次に24 ページにまいりまして、3の「エコドライブ等の推進」でございまして、エコドライブの普及啓発、九都県市との連携、市バスのアイドリングストップなどを実施いたします。

また、市バスでは、運転手を省エネルギー運転（エコドライブ）等研修に派遣し、環境改善や燃費等のコスト意識について学び、省エネルギー運転を意識した運転に取り組むこととしております。

25 ページにまいりまして、第4節の「暴走族等対策の推進」でございまして、「暴走族等対策への取組」として、家庭においては暴走族の芽が育たない環境を作り、学校、職場及び地域では、暴走族に加入しない等の運動を推進してまいります。

26 ページにまいりまして、第5節の「救助・救急活動の充実」でございまして。

1の「救助・救急体制の整備」でございまして、事業費につきましては、1億1千268万円でございまして。

内容といたしましては、(1)救助体制の整備・拡充、(2)多数傷者発生時における救助・救急体制の整備、(3)心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発の推進、(4)救急救命士の養成・配置等の促進、(5)救急用資機材の整備の促進、27 ページにまいりまして、(6)消防ヘリコプターによる救急業務の推進、(7)救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実、(8)高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備がございまして、交通事故に起因する救急活動を迅速に行い、また、活動内容

の複雑多様化に対応するため、救助体制の整備・拡充に努めてまいります。

次に 28 ページにまいりまして、2 の「救急医療体制の確保」でございますが、事業費につきましては、2 億 6 千 8 9 8 万 2 千円でございます。

内容といたしましては、救急告示医療機関の確保や、救命救急センターの運営により、救急医療体制の充実を図っております。

次に 29 ページにまいりまして、3 の「救急関係機関の協力関係の確保等」でございますが、内容といたしまして、市内の救急告示医療機関に対し、傷病者の迅速な受入れについて依頼し、相互連携体制を確立してまいります。

次に 30 ページにまいりまして、第 6 節の「交通事故被害者等に対する支援」でございます。1 の「交通事故相談活動の充実」でございますが、事業費につきましては、2 3 8 万 7 千円でございます。

内容といたしましては、「交通事故相談所の運営」がございまして、高津区役所及び中原区役所において、専門の相談員及び弁護士による交通事故相談を実施しており、より専門的な相談を希望する場合は、弁護士・交通事故紛争センター等の専門機関へのあっせん等を行っております。

次に 31 ページにまいりまして、2 の「交通遺児家庭に対する支援」でございますが、事業費につきましては、3 3 8 万 6 千円でございます。

内容といたしましては、ひとり親家庭等の自立支援がございまして、交通事故を含む災害により親を失った児童に対して、「災害遺児等福祉手当」や「災害遺児等援護事業」などを通じて、自立への支援を行っております。

次に 32 ページにまいりまして、3 の「交通事故被害者遺族に対する支援」でございますが、事業費につきましては、2 8 8 万 7 千円でございます。

内容といたしましては、交通事故死亡者の遺族に対して弔慰金を贈呈し、支援を行っております。

最後に 33 ページにまいりまして、

第 2 章「踏切道(ふみきりどう)における交通の安全」でございます。

「踏切道の交通安全の施策の促進」でございますが、事業費につきましては、6 7 億 5 千 8 7 万 9 千円でございます。

内容といたしましては、「京浜急行大師線連続立体交差事業」、「JR 南武線連続立体交差事業」、「都市計画道路荻(かり)宿(やど)小田中(こだなか)線単独立体交差事業」、34 ページにまいりまして、「南武線駅アクセス向上等整備事業」を実施するものでございます。令和 6 年度には稲田堤駅の自由通路が全面開通したところでございまして、引き続き駅前空間の整備を進めます。

なお、次ページ以降に、実施計画付属書類といたしまして、1、交通事故発生

状況、2、令和6年度事業実績、3、交通安全対策基本法などの本会議に関する関係法令・条例・要綱等を取りまとめておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上で、「令和7年度川崎市交通安全実施計画(案)」についての、説明を終わらせていただきます。

議長 はい、事務局から「令和7年度川崎市交通安全実施計画(案)」について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いいたします。

議長 それでは、無いようでございますので、「令和7年度川崎市交通安全実施計画(案)」について、御承認いただける場合は、拍手をお願いいたします。

拍 手

議長 どうもありがとうございました。「令和7年度川崎市交通安全実施計画」は承認されました。予定された議事は異常となりますが、その他、全体を通して、何か御意見などがございましたら、この機会にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員 神奈川県警察本部の交通総務課の福田と申します。当課事故対策官の代理として出席させていただいております。交通警察をはじめ警察行政に対して多大な御理解と御協力をいただきまして、ありがとうございます。この場をお借りしてお礼申し上げます。

県内の交通事故の情勢等について情報提供させていただきます。まず県内の交通事故の状況について、昨年つきましては、令和5年に比べて、発生件数、死者数、負傷者数、いずれも前年比減少しています。特に死者数109人は、統計を取り始めた昭和23年以降で過去最小の年間死者数を記録したところでございます。

しかしながら、本年に入りまして、交通事故の情勢が大変厳しい状況が続いております。年始の1月、2月に死亡事故が多発したところでございまして、前年の死者数を大きく上回っています。県警察としては、様々な交通指導、取締りをはじめ、警察車両の赤色灯を点灯させた活動、情報発信、関係機関・団体と連携し、一丸となって各種対策を講じてきたところでございます。

交通死亡事故の本年の特徴といたしましては、二輪車の事故がとて多くなっております。県内63人の方が亡くなられているうちの25人が二輪車乗車中に亡くなられております。前年同期7人増加している状況となっております。

さらに貨物車が関係する事故が増えております。死亡事故の主たる原因となったり、運転手が亡くなったりする事故が事故全体の3割という状況が本年の特徴として挙げられます。

交通情勢については、危機的な状況が今も継続していると認識しています。一件でも悲惨な交通事故を減らすためには、今後も引き続き、みなさまとともに各種取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

【その他、県警察から提供資料された道交法改正チラシ等を説明】

議長 神奈川県警察本部から情報提供をいただきました。どうもありがとうございました。その他、何かありますでしょうか。

委員 川崎市交通安全協会会長の関です。すでにみなさん御存知かと思いますが、交通安全協会のあり方について、県内 54 署のうち、6 署の交通安全協会が業務を停止し、4 署の交通安全協会が窓口を閉めている厳しい状況となっています。

今まで免許更新時の収入証紙にかかる手数料が交通安全協会の運営の大きな収入となっていました。県の方針でデジタル化による収入証紙廃止のため、収入の面で影響を受けています。

また、免許証の更新時の対応する場面が無くなってしまいうことも協会運営に支障をきたしています。少し様子を見ようとしています。すでにこういう状況となっており心配であるという思いを御理解していただきたいと思っています。

交通安全キャンペーンでボランティア活動している人達の様子が、歩行者や運転者に刺激を与えており、広報していただいている姿が、日本のいい習慣だと思っていますので、是非、御協力をいただきたいと思っています。

議長 どうもありがとうございました。その他、何かございますでしょうか。

事務局からは、何かありますか。特に無いようでございますので、議長の役目を終わらせていただきます。

議長 議事進行につきましては、御協力を賜り誠にありがとうございました。

今後とも、交通安全対策の推進にあたり、皆様の変わらぬ御指導と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

司会 皆様、御審議いただき、ありがとうございました。

以上を持ちまして、「令和7年度川崎市交通安全対策会議」を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。